

顧客との関係作りの鍵となる NISA — 予定される制度変更と変わる市場環境 —

宮本 佐知子、加藤 貴大

■ 要 約 ■

1. 少額投資非課税制度（以下、NISA）は、口座を通じて購入した金融商品から得られた収益が非課税となる、家計のための投資優遇制度である。NISAには、一般・つみたて・ジュニアの3種類があり、新型コロナウイルス（以下、コロナ）禍のもとでは利用者が一段と増加した。
2. しかし、既に NISA を利用している人であっても、口座の移管（以下、ロールオーバー）の仕組みや手続き、今後予定されている制度変更の内容や手続きなどについて、知っておくべき点も多い。
3. そこで本稿では、まず、これらの情報を整理する。具体的には、現行の制度概要を述べた上で、①2024年からは始まる新 NISA の制度概要、②制度移行時の取り扱い、③2023年末で終了するジュニア NISA の制度終了後の取り扱い、④ロールオーバーに係る取り扱い、を整理する。
4. 次に、NISA 市場について口座数の動きを中心に整理する。年齢階層別には、高齢層は一般 NISA、若年層はつみたて NISA の利用が多い。今後、制度の認知度が高まれば、利用者の更なる増加が見込まれる。
5. 最後に、本稿で特に指摘したいポイントは、NISA は「金融機関が顧客本位の営業活動を行う上でも重要な制度」であることである。最近、ネット証券のシェアが急伸するなど NISA 口座数を巡る金融機関間の競争も激しくなっているが、金融機関にとって NISA は、口座数そのもの以上に、営業機会を広げる顧客アプローチの観点から、より重要である。金融機関が NISA を起点にどのように顧客との関係作りを進められるかは、将来の金融機関の収益に大きな差をもたらす可能性がある。

野村資本市場研究所 関連論文等

- ・宮本佐知子「新型コロナウイルス禍の下で改めて注目が集まるジュニア NISA」『野村資本市場クォーターリー』2021年秋号。
- ・宮本佐知子「発足 5 年目を迎えた NISA—これまでの利用状況と普及へ向けた課題—」『野村資本市場クォーターリー』2018年夏号。

I はじめに

新しい年を迎えるにあたり、少額投資非課税制度（以下、NISA）の利用を検討している人もいるだろう。NISAは、口座を通じて購入した金融商品から得られた収益が非課税となる、家計のための投資優遇制度である。NISAには、成年者を対象とする「一般NISA」と「つみたてNISA」、未成年者を対象とする「ジュニアNISA」の3種類がある¹。金融庁調査（2021年6月末時点）によると、これら3つの合計口座数は1,712万口座である²。

NISAは2014年から開始され、その利用者は着実に増加してきたが、新型コロナウイルス（以下、コロナ）禍のもとでは利用者が一段と増加した。その理由として、コロナ禍のもとでは、在宅勤務が推奨されたために自宅を起点とした口座開設手続きが容易になったことや、金融機関が非対面営業とオンライン化を推進する中ではユーザーエクスペリエンスも重視され、投資初心者でも投資を実践しやすい環境が整ってきたことが考えられる。また、投資に対する家計の意識が変化している可能性がある。コロナ禍のもとで生活に様々な制約が課される中で、勤め先収入の一部を貯蓄するにあたり、預金以外の選択肢、収益を見込める選択肢の活用を考える家計が増えていることが考えられる。

このように、NISAの利用者は増加しているものの、既にNISAを利用している人であっても、商品の移管（以下、ロールオーバー）の仕組みや手続きについて、知らない人は少なくない³。また、今後はNISAの制度変更が予定されているが、その内容や選択肢、手続き等についても、知らない人は多い。これらは特定の年齢階層に限らず、どの年齢階層でも同様の傾向が見られる。

そこで本稿では、まず、これらの情報を整理する。具体的には、現行の制度概要を述べた上で、①2024年から始まる新NISAの制度概要、②制度移行時の取り扱い、③2023年末で終了するジュニアNISAの制度終了後の取り扱い、④ロールオーバーに係る取り扱い、を整理する。その後、NISA市場について、口座数の動きを中心に年齢階層別の利用状況を整理するとともに、NISAを取り扱う金融機関の動きや注目ポイントも整理したい。

II NISAの現状

1. NISAの制度概要

まず、本節ではこれまでのNISAの制度概要を改めて確認することとしたい。NISA（一

¹ 2014年1月1日から開始された「少額投資非課税制度」を「一般NISA」と、2016年4月1日から開始された「未成年者少額投資非課税制度」を「ジュニアNISA」と、2018年1月1日から開始された非課税累積投資契約に係る「少額投資非課税制度」を「つみたてNISA」と、2024年1月1日から開始予定である新たな一般NISAを「新NISA」とそれぞれ呼称する。

² 金融庁「NISA・ジュニアNISA口座の利用状況調査（2021年6月末時点）」2021年10月8日。

³ 日本証券業協会「個人投資家の証券投資に関する意識調査【インターネット調査】（概要）」2021年10月20日。同調査によると、NISA口座のロールオーバーについて知らなかった人が54.5%、制度内容変更について知らなかった人が70.2%である。

般 NISA) は 2014 年 1 月より開始された。その後、2016 年 4 月には未成年者を対象とした制度としてジュニア NISA が、2018 年 1 月からは非課税累積投資契約を伴う制度としてつみたて NISA がそれぞれ開始されている。

図表 1 は、各制度の概要を示したものであるが、一般 NISA は年間 120 万円分⁴の上場株式や公募株式投資信託などに投資を行った場合に、購入してから最大 5 年以内に支払われた配当や譲渡益を非課税で受領することができる、という制度である。購入した商品については、最大 5 年間の非課税保有期間が終了する際に、ロールオーバーと呼ばれる手続を行うことで同期間を延長することができる（ロールオーバーの詳細はⅡ章 4 節を参照）。

2016 年 4 月から開始されたジュニア NISA は、基本的に一般 NISA と同様の制度であるが、非課税投資枠が 80 万円に設定されていることに加え、18 歳を迎えるまでの間、ジュニア NISA で購入した商品、配当金や譲渡益を引き出すことができないという制限（払出制限）が課されるといった違いがある。

つみたて NISA は、一般 NISA やジュニア NISA とは異なり、投資方法が積立投資に限定され、投資対象商品も金融庁が選定を行う長期の積立・分散投資に適した投資信託等のみに限定されている。また、長期的な投資を支援する観点から、非課税保有期間も一般 NISA やジュニア NISA は 5 年間であるところ、つみたて NISA は 20 年間と長めに設定されている。ただし、一般 NISA やジュニア NISA で認められているロールオーバーは、つみたて NISA では認められておらず、20 年間の非課税保有期間が終了した際には課税口座に払い出されることとなる。

図表 1 令和 2 年度税制改正前の NISA の制度概要

	一般 NISA	つみたて NISA	ジュニア NISA
制度開始	2014 年 1 月 1 日	2018 年 1 月 1 日	2016 年 4 月 1 日
利用対象者	20 歳以上(注)	20 歳以上(注)	20 歳未満(注)
口座開設可能期間 (投資可能期間)	2014 年～2023 年	2018 年～2037 年	2016 年～2023 年
非課税保有期間	最大 5 年間	最大 20 年間	最大 5 年間
投資対象商品	上場株式 公募株式投信等	長期の積立・分散投資に 適した投資信託等	上場株式 公募株式投信等
非課税対象	配当・譲渡益	配当・譲渡益	配当・譲渡益
非課税投資枠 (買付上限額)	年間 120 万円 (5 年間で最大 600 万円)	年間 40 万円 (20 年間で最大 800 万円)	年間 80 万円 (5 年間で最大 400 万円)
ロールオーバー	可能	不可	可能
払出制限	なし	なし	あり

(注) 令和元年度税制改正により、2022 年 4 月 1 日以降、一般 NISA・つみたて NISA は「18 歳以上」の人が、ジュニア NISA は「18 歳未満」の人が、それぞれ利用することができる。

(出所) 金融庁および日本証券業協会より野村資本市場研究所作成

⁴ 2014 年と 2015 年においては、年間の非課税投資枠が 100 万円に設定されていた。

2. NISA の利用状況

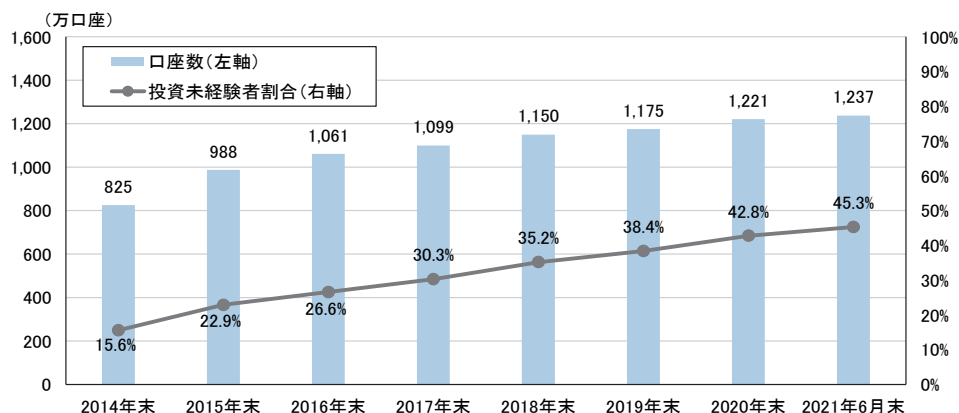
金融庁調査（2021年6月末時点）によると、一般NISAは1,237万口座、つみたてNISAは418万口座、ジュニアNISAは57万口座であった（図表2～4）⁵。各制度の開始から2021年6月末までの買付総額では、一般NISAでは22兆9,097億円、つみたてNISAでは1兆658億円、ジュニアNISAでは3,317億円であり、口座数と買付額の双方から着々と制度の利用が拡大している。特につみたてNISAとジュニアNISAにおいては、2020年あたりから口座数の増加割合が上昇していることが見て取れる。

加えて、日本証券業協会調査では、証券会社におけるNISA（一般・つみたて）口座開設者のうち、同口座の開設時まで証券投資の経験がなかった人（投資未経験者⁶）の割合が示されている⁷。2021年6月末時点では、一般NISAでは45.3%、つみたてNISAでは85.7%が投資未経験者である（図表2、3）。

また図表5は、NISAの普及率としてNISA（一般・つみたて）口座数が対象人口に占める割合を示したものである。NISAの制度開始当初（2014年1月）から2021年6月末時点にかけて普及率が4.7%から15.8%へと上昇している。年齢階層別には、2014年1月時点では60歳代、70歳代における普及率が相対的に高かったものの、2021年6月末時点ではどの年齢階層でも普及率は上昇している。

このようにNISAは、全世代の家計の「安定的な資産形成」に寄与しており、新たに投資を始めるきっかけとしての役割を果たしているものと考えられる。

図表2 一般NISAの利用状況



(注) 「投資未経験者」は、一般NISA口座開設者のうち、「報告のあった証券会社において2013年4月1日以降に証券総合口座を開設した者」を指し、証券会社に開設された一般NISA口座に係る割合を表す。

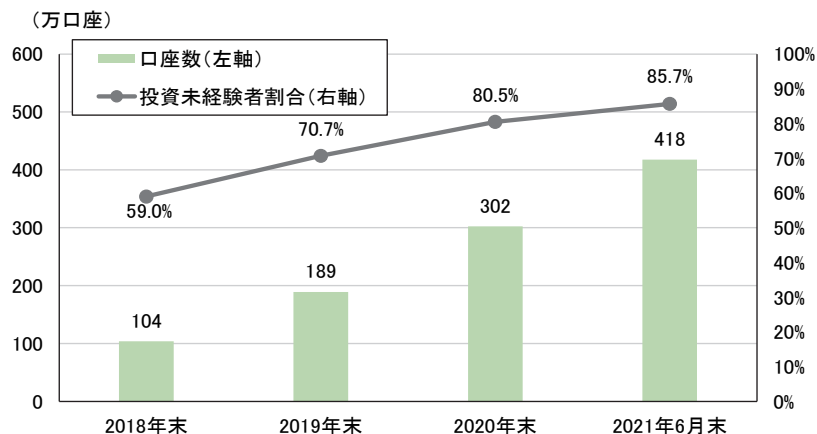
(出所) 金融庁および日本証券業協会より野村資本市場研究所作成

⁵ 金融庁「NISA・ジュニアNISA口座の利用状況調査（2021年6月末時点）」2021年10月8日。

⁶ 日本証券業協会調査では、投資未経験者を、一般NISAは「報告のあった証券会社において2013年4月1日以降に証券総合口座を開設した者」、つみたてNISAは「報告のあった証券会社において2017年10月1日以降に証券総合口座を開設した者」と定義している。

⁷ 日本証券業協会「NISA及びジュニアNISA口座開設・利用状況調査（2021年6月30日現在）」2021年9月15日。

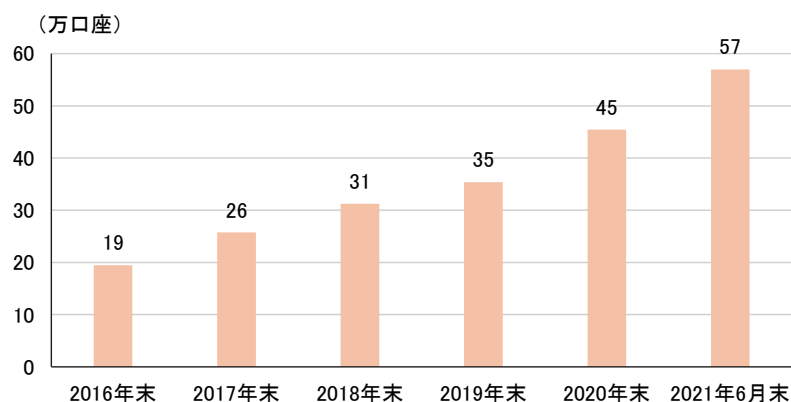
図表 3 つみたて NISA の利用状況



(注) 「投資未経験者」は、つみたて NISA 口座開設者のうち、「報告のあった証券会社において 2017 年 10 月 1 日以降に証券総合口座を開設した者」を指し、証券会社に開設されたつみたて NISA 口座に係る割合を表す。

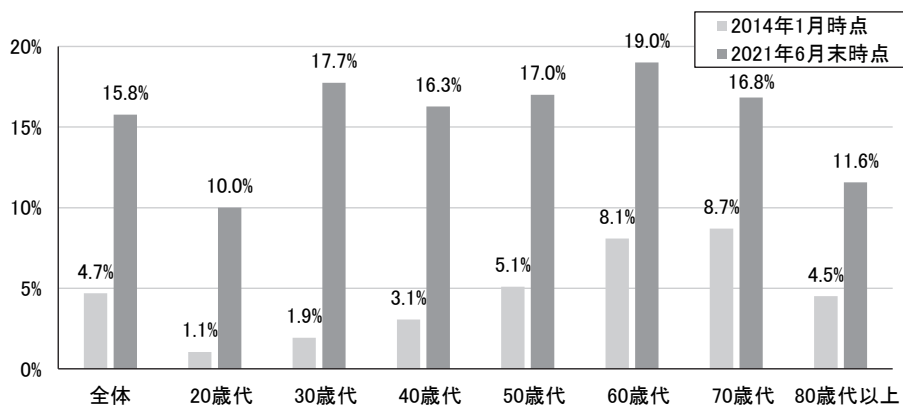
(出所) 金融庁および日本証券業協会より野村資本市場研究所作成

図表 4 ジュニア NISA の利用状況



(出所) 金融庁より野村資本市場研究所作成

図表 5 NISA (一般・つみたて) の年齢階層別普及率



(出所) 金融庁より野村資本市場研究所作成

Ⅲ NISA における制度変更

1. 予定される制度変更の概要

近年、NISA においては、いくつかの大きな制度変更が行われた（図表 6）。令和元年度税制改正においては、民法上の成年年齢の引下げに伴い、一般 NISA およびつみたて NISA の利用開始年齢が 20 歳から 18 歳に引き下げられ、ジュニア NISA の利用上限年齢も 18 歳に引き下げられた。この改正は、2022 年 4 月 1 日から施行され、2023 年 1 月 1 日時点で 18～20 歳の人々は、同日から NISA（一般・つみたて）を利用できることとされている。

また、令和 2 年度税制改正では、2024 年以降における一般 NISA の制度見直し、つみたて NISA の制度期限の延長に関する改正が行われた。併せてジュニア NISA は口座開設可能期間を延長せず、新規の口座開設は 2023 年末までとする旨の意向が示され、それに伴うジュニア NISA からの払出制限に係る見直しが行われた。本改正では、これら以外にも NISA に係る書類の電子化⁸や NISA（一般・つみたて）の口座開設に係る書類の簡素化⁹なども併せて行われている。

以下、本章では、NISA に係る近年の制度変更の概要について紹介する。なお、後述する制度改正の概要については、執筆時点の法令等をもとに記述しているため、今後変更が生じる可能性がある点に留意いただきたい。

図表 6 近年の NISA における制度変更

制度名	変更事項	移行日(注 1)
一般 NISA つみたて NISA	一般 NISA の制度見直し	2024 年 1 月 1 日
	つみたて NISA の制度期限の延長	2020 年 4 月 1 日
	書類の電子化(注 2)	2020 年 4 月 1 日
	口座開設書類の簡素化	2021 年 4 月 1 日
	制度利用開始年齢の引下げ	2022 年 4 月 1 日
ジュニア NISA	口座開設可能期間の延長を行わない旨の決定	—
	払出制限の実質的解除	2024 年 1 月 1 日
	制度利用上限年齢の引下げ	2022 年 4 月 1 日
	書類の電子化(注 2)	2020 年 4 月 1 日

(注) 1. 「移行日」は、法令上の施行日と異なる場合がある。

2. 書類の電子化については、令和 3 年度税制改正において、より簡素な書類を可能とする措置が講じられた。詳細は脚注 8 を参照のこと。

(出所) 租税特別措置法および各種公表資料より野村資本市場研究所作成

⁸ 令和 2 年度税制改正では、2020 年 4 月 1 日より NISA（一般・つみたて）およびジュニア NISA に係る書類について本人確認書類の添付を行うことで電磁的な方法による提出が可能とされ、令和 3 年度税制改正では、2021 年 4 月 1 日以降、本人確認書類の添付を行わず電磁的な方法による書類の提出が認められている。

⁹ これまで、NISA（一般・つみたて）の口座開設を行うためには、「非課税口座開設届出書」と「非課税適用確認書」の提出が必要であったところ、令和 2 年度税制改正により 2021 年 4 月 1 日から「非課税口座開設届出書」のみを提出することで口座開設ができることとなり、「非課税適用確認書」に係る書類が廃止された。

2. NISA（一般・つみたて）に係る見直し

令和2年度税制改正では、2024年1月1日以降、一般NISAは2階建ての制度に変更されることとなり、つみたてNISAの口座開設可能期間（投資可能期間）が2037年末から2042年末まで延長されることとなった¹⁰。以下では、一般NISAの制度変更後の概要について説明する。

1) 新NISAの制度概要

新NISAは、2024年から2028年末までの時限措置として、つみたてNISAと同様の枠組みである1階部分と、現行の一般NISAと同様の枠組みである2階部分に分けられる¹¹。図表7は、現行制度からの変更点や変更後のイメージであり、このうち右下の制度改正イメージは非課税投資枠を示す。新NISAの利用者は、原則として1階部分での積立投資を行ってからでないと2階部分での投資ができず¹²、年間非課税投資枠は1階部分が20万円、2階部分が102万円に設定されている。

図表7 NISAにおける変更点およびイメージ図

【NISA制度比較(2024年以降)】(注1)			【新NISA制度概要】	
	新NISA	つみたてNISA		
制度開始	2024年1月1日	2018年1月1日	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 新NISA制度は、1階部分と2階部分の2階建ての制度に変更 ✓ 1階部分で買付けを行わないと2階部分で買付不可 ✓ ただし、過去に一般NISAを利用していた方、または投資経験者の方については、1階部分での買付けを行わず2階部分で買付可能 ✓ 1階部分では、つみたてNISAと同様、長期的な積立・分散投資を行う ✓ 1階部分で買付けを行った商品については、非課税期間終了時につみたてNISAにロールオーバー可能 ✓ 2階部分の投資対象商品は、一般NISAの対象商品から一部商品を除いたもの 	
対象者	18歳以上	18歳以上		
口座開設期間 (投資可能期間)	2024年～2028年	2018年～2042年		
非課税保有期間	最大5年間	最大20年間		
投資対象商品	2階部分 上場株式 公募株式投信(注2)	長期の積立・分散投資に適した投資信託		
	1階部分 つみたてNISAと同様			
非課税対象	配当・譲渡益		【制度改正イメージ】	
非課税投資枠	2階部分	年間102万円	2023年末まで	
	1階部分	年間20万円	2024年以降	
	年間40万円 (20年間で最大800万円)		一般NISA 600万円 5年間	つみたてNISA 800万円 20年間
			ジュニアNISA 400万円 5年間	新NISA 2階部分 510万円 5年間
				1階部分 100万円 5年間

(注) 1. 下線部分は、現行制度からの変更箇所を表す。

2. 新NISAの投資対象商品は、一般NISAの投資対象商品から、高レバレッジ投信や整理・監理銘柄などの安定的な資産形成にはそぐわないと考えられる商品が除かれたものとされる。

(出所) 財務省および金融庁等より野村資本市場研究所作成

¹⁰ NISAの制度変更の趣旨について、自民党と公明党は「経済成長に必要な成長資金の供給を促すとともに、人生100年時代にふさわしい家計の安定的な資産形成を支援していく観点から、NISA制度について、少額からの積立・分散投資をさらに促進する方向で制度の見直しを行いつつ、口座開設可能期間を延長する」と説明している。自民党・公明党「令和2年度税制改正大綱」2019年12月12日。

¹¹ 本稿では、新NISAにおける「特定累積投資勘定」に係る枠組みを「1階部分」と、「特定非課税管理勘定」に係る枠組みを「2階部分」とそれぞれ呼称する。

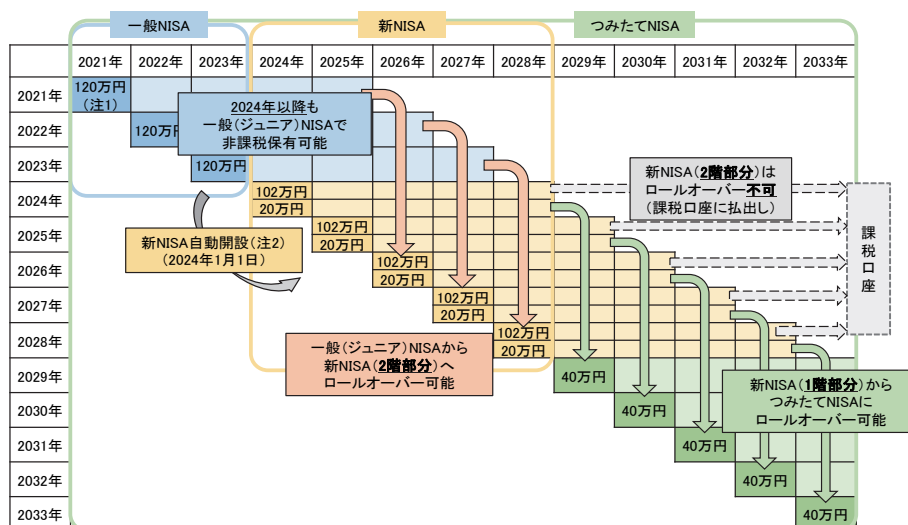
¹² 現行法令上、新NISAの2階部分で投資を行うためには、「その年」の1階部分で過去6ヵ月以内に投資を行っている必要があるが、令和4年度税制改正大綱において、「前年」も含めて過去6ヵ月以内に1階部分での投資を行っていれば2階部分での投資を認めるよう改正を行う、との方針が示されている。詳細は、自民党・公明党「令和4年度税制改正大綱」2021年12月10日。

2 階部分への投資に係る制限は、例外が設けられており、過去に証券投資を行った経験のある人や過去に一般 NISA の口座を開設していた人については、一定の手続を経ることで、1 階部分での買付けを行わず 2 階部分での買付けを行うことができる。ただし、この場合、1 階部分での買付けはできない、すなわち 20 万円分の年間非課税投資枠を手放すこととなり、また投資可能商品にも制限があるため注意が必要である¹³。

2) 制度移行時の取り扱い

以下では、制度の継続性という観点で、一般 NISA から新 NISA への移行時（2024 年）と新 NISA の制度終了後（2028 年）の 2 つの場合に分けて説明する（図表 8）。

図表 8 新 NISA の移行イメージ



- (注) 1. 図表中の金額は、年間非課税投資枠を示す。
 2. 新 NISA の自動開設は、2023 年 12 月 31 日時点で一般 NISA の口座を開設している人、または 2024 年 1 月 1 日時点で 18 歳であるジュニア NISA の口座を開設している人に限られる。
 (出所) 各種公表資料等より野村資本市場研究所作成

(1) 一般 NISA から新 NISA への移行時の取り扱い（2023 年～2024 年）

2023 年末時点で一般 NISA の口座を開設している人は 2024 年 1 月 1 日に新 NISA が自動的に設定される¹⁴。2023 年末までに一般 NISA およびジュニア NISA で購入した商品は、2024 年以降も非課税期間終了時まで、継続して非課税で保有することができる¹⁵。また、それらの商品は非課税期間終了時において新 NISA の年間非課税投資枠の上限（122 万円）を超えてロールオーバーすることができるため、未だ一般

¹³ 1 階部分での投資を行わず、2 階部分で投資を行う場合には、投資可能商品が「上場株式（整理・監理銘柄を除く）」に限定される。

¹⁴ ジュニア NISA を利用している状態で、その年の 1 月 1 日時点で 20 歳（成年年齢引下げ後は、18 歳）となった場合、同日に NISA 口座が自動で開設されるが、2024 年以降の新 NISA においても同様に扱われる。

¹⁵ 例えば、2023 年中に購入した商品は 2027 年 12 月 31 日まで非課税で保有することができ、2028 年 1 月 1 日から新 NISA に係る 2028 年分の非課税投資枠にロールオーバーするか、課税口座に払い出すかを選択することができる。なお、2027 年末までに商品を売却する、あるいは課税口座に払い出すという選択も考えられる。

NISA やジュニア NISA を利用していない人にとっては、これらの制度の利用を開始する年が早いほど非課税の恩恵を多く受けられる可能性がある。なお、ロールオーバー時における新 NISA の取り扱いについては、非課税投資枠の計算方法等を含めて本章 4 節で後述する。

(2) 新 NISA の制度終了後の取り扱い (2028 年～2029 年)

続いて、新 NISA の制度終了後の取扱いは 1 階部分と 2 階部分で異なる。1 階部分で購入した商品は、非課税期間終了時につみたくて NISA にロールオーバーすることができるが、2 階部分で購入した商品は同時点で課税口座に払い出されることとなる。加えて、新 NISA の制度終了が予定されている 2028 年末まで新 NISA を利用していた人は、一定の手続を経ることで 2029 年かつみたくて NISA を利用することができる。

3. ジュニア NISA の制度終了後の取り扱い

ジュニア NISA に関して、自民党・公明党による令和 2 年度税制改正大綱では、2023 年末までの口座開設可能期間の延長を行わず、新規での口座開設を同年末までとする旨が記述された¹⁶。これに伴い、令和 2 年度税制改正ではジュニア NISA からの払出しに係る制限を実質的に解除する旨の改正が行われた¹⁷。

以下、本節では、ジュニア NISA に係る払出制限の見直しやジュニア NISA 利用者の 2024 年以降の取り扱いなどについて概説する。

1) ジュニア NISA に係る払出制限の実質的解除

ジュニア NISA に係る払出制限とは、口座開設者本人が 3 月 31 日時点で 18 歳である年の前年 12 月 31 日 (基準日) を迎えるまでにジュニア NISA からの払出しを行った場合に、原則としてジュニア NISA 口座を開設したときからその払出しを行った時点までに非課税で受け取った配当金や譲渡益に対して遡及して課税するというものである¹⁸。

それが令和 2 年度税制改正では、2023 年 12 月 31 日より後にジュニア NISA からの払出しを行った場合には、基準日を迎える前であっても遡及課税は行わない、すなわち 2024 年 1 月 1 日以降は実質的に払出制限を解除する旨の改正が行われた (図表 9)。ただし、その場合ジュニア NISA から払出しを行った時点でジュニア NISA 口座自体は廃止されてしまうため、一部の商品または金銭を払い出し、残りの商品は継続して非課税で保有するといったことはできないため注意が必要である¹⁹。

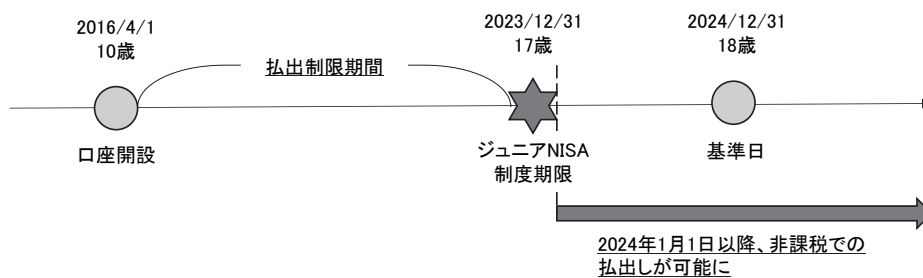
¹⁶ 自民党・公明党「令和 2 年度税制改正大綱」2019 年 12 月 12 日。

¹⁷ ジュニア NISA に係る実質的な払出制限の解除を行う理由について、財務省は「これまでジュニア NISA で運用を行ってきた利用者が、他の方法を利用し、資金運用を行う選択肢を確保することが、安定的な資産形成・成長資金の供給拡大といった政策目標をより達成できると考えられる」ため、としている。財務省「令和 2 年度税制改正の解説」2020 年 7 月 17 日。

¹⁸ 基準日より前に行われた払出しでも、法令上定められている災害・疾病などのやむを得ない事由が生じたと認められる場合には、例外的にジュニア NISA から非課税のまま払い出すことができる。

¹⁹ 基準日以降の払出しの場合はジュニア NISA 口座の廃止は行われなため、一部商品の払出しが可能である。

図表9 令和2年度税制改正後のジュニアNISAに係る払出制限のイメージ



(出所) 租税特別措置法等より野村資本市場研究所作成

2) 2024年以降におけるジュニアNISA利用者の取り扱い

2023年末までにジュニアNISA口座を開設した人の2024年1月1日以降の取り扱いは、各年齢によって異なる。図表10は2021年1月1日時点の年齢ごとにそれぞれ利用可能な制度を表したものである。これを見ると、同日を基準に大きく分けて16歳以上の人、11～15歳の人と10歳以下の人の3つの場合でそれぞれ利用可能な制度に差があることがわかる。

例えば16歳以上の方は、一般NISAの制度期限である2023年末までに18歳²⁰を迎えるため一般NISAが利用可能であり、2024年以降は新NISAを利用することができる。2028年末の新NISAの制度終了後は、つみたてNISAを利用することができる(図表10)。18歳を迎えてからは一般NISAや新NISAを利用せずにつみたてNISAを利用することも可能であるが、つみたてNISAを利用している間は、ジュニアNISAや一般NISAで購入した商品をロールオーバーすることができない点は注意する必要がある。

図表10 2021年1月1日時点の年齢別での利用可能制度

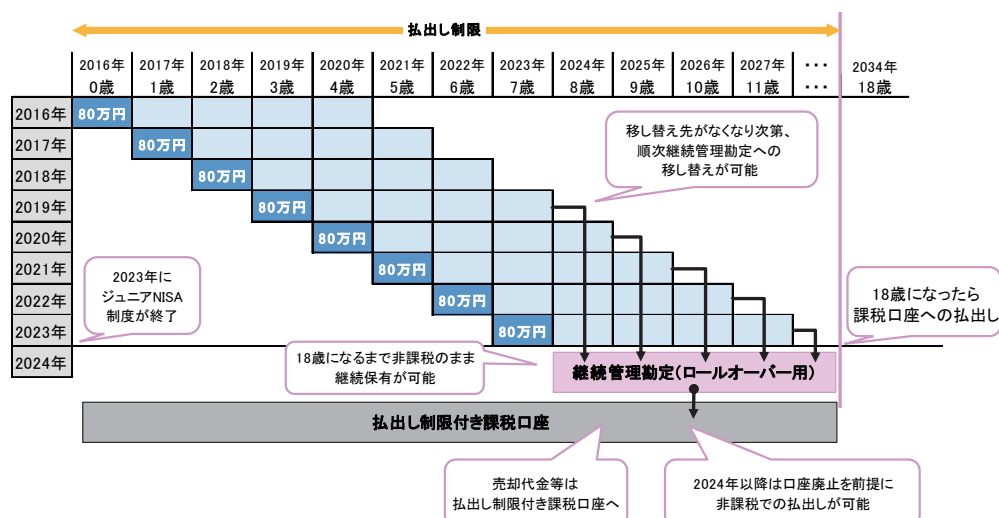
2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年
19歳									
18歳		一般NISA							
17歳									
16歳									
15歳									
14歳	ジュニアNISA								
13歳									
12歳									
11歳									
10歳									
～0歳									

(注) 一般NISAおよび新NISAの代わりに、つみたてNISAを利用することも可能である。

(出所) 租税特別措置法等より野村資本市場研究所作成

²⁰ 成年年齢の引下げ(2022年4月1日)よりも前の場合は「20歳」と読み替える。

図表 11 ジュニア NISA に係る継続管理勘定のイメージ



(注) 図表中の金額は、年間非課税投資枠を示す。

(出所) 宮本佐知子「新型コロナ禍の下で改めて注目が集まるジュニア NISA」『野村資本市場クォーターリー』2021年秋号より引用

また、2021年1月1日時点で15歳未満の人は、いずれの制度も利用できない期間（「利用可能制度なし」の期間）が存在するが、その間にジュニア NISA で購入した商品の非課税保有期間が終了する場合、「継続管理勘定」にロールオーバーすることで、NISA の利用を開始する直前（その年の1月1日時点で18歳である年の前年12月31日）まで同勘定にて非課税で保有することができる（図表 11）。

継続管理勘定で保有する商品は、その年の1月1日時点で18歳である年の同日に新 NISA を開設する場合には継続管理勘定で保有する商品をすべて新 NISA にロールオーバーすることができる。前述のとおり、2021年時点で0～10歳の人は、ジュニア NISA の制度終了後、利用できる非課税投資制度がなくなってしまうため、継続管理勘定を活用することで18歳を迎えるまでの資産形成に役立てることができると考えられよう。

4. ロールオーバーに係る取り扱い

1) 一般 NISA またはジュニア NISA から新 NISA へのロールオーバー

一般 NISA またはジュニア NISA において投資を行った場合、最大5年間、非課税にて保有することができるが、非課税保有期間が終了する際に新たに設けられる非課税投資枠に移管することにより、さらに5年間、非課税保有期間を延長することができる。一般的に、このような移管のことを「ロールオーバー」と呼称している。なお、本稿では、非課税保有期間が終了する際に行われるロールオーバーのみを取り上げて解説する²¹。

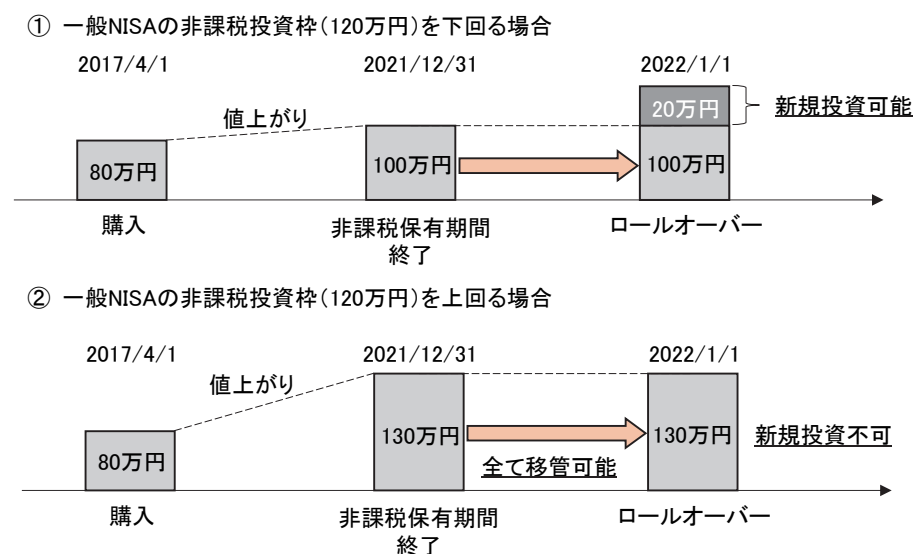
²¹ 制度上、「ロールオーバー」は、非課税保有期間が終了する際に行うもの以外に、非課税保有期間の途中で行うものも認められている。

新 NISA においても一般 NISA やジュニア NISA からのロールオーバーが認められており、2023 年末までに一般 NISA またはジュニア NISA を利用する人にとっては同年末までに購入した商品を継続して保有するか、あるいは新 NISA において新たに商品を購入するかを選択することができる。

ロールオーバーを行った場合、その商品の非課税保有期間終了時における時価に従って、受入れ先の非課税投資枠が減額される。例えば、2017 年分の一般 NISA またはジュニア NISA の非課税投資枠から 100 万円分の商品を、2022 年分の一般 NISA の非課税投資枠に移管する場合、2022 年の非課税投資枠において新たに投資できる額は、非課税投資枠の 120 万円から移管する商品の 100 万円を差し引いた 20 万円ということになる（図表 12①）。受入れ先の非課税投資枠から減額される金額は、非課税保有期間の終了時、つまりは先ほどの例で言うところの 2021 年末の時価に基づいて計算される。そのため、投資を行った商品の値動き次第では非課税投資枠の上限（一般 NISA は 120 万円、ジュニア NISA は 80 万円）を超える場合があるが、その場合でも新たな非課税投資枠に全ての商品をロールオーバーすることができる（図表 12②）²²。

これらの考え方は、新 NISA へのロールオーバーにおいても同様であるが、新 NISA は 2 階建ての制度であるため少し注意が必要である。一般 NISA またはジュニア NISA から新 NISA にロールオーバーする場合、受入れ先の非課税投資枠は 2 階部分であるが、減額される非課税投資枠の金額は 1 階部分も含めて計算され、受入れ先の非

図表 12 一般 NISA（ジュニア NISA）から一般 NISA へのロールオーバーのイメージ



（出所）租税特別措置法等より野村資本市場研究所作成

²² 非課税保有期間の途中で行うロールオーバーの場合、ロールオーバーを行う商品の総額を受入れ先の非課税投資枠の上限（一般 NISA は 120 万円、ジュニア NISA は 80 万円、新 NISA は 102 万円）以内に収めなければならない。

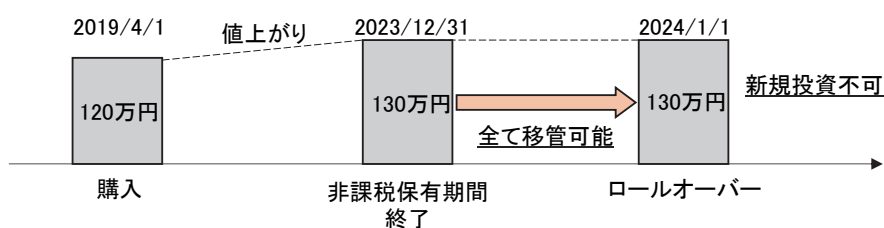
課税投資枠で新たに投資できる額がロールオーバーする金額によって異なる。以下では、ロールオーバーする金額に従い 3 つの事例を挙げ、新 NISA の 1 階部分および 2 階部分で投資できる金額の計算方法について概説する。

(1) 新 NISA の非課税投資枠を超えるロールオーバーの取り扱い

まず 1 つ目は、ロールオーバーする商品の時価が新 NISA 全体の非課税投資枠（122 万円）を超えた場合である（図表 13）。この場合、全ての商品をロールオーバーすることができるが、受入れ先の非課税投資枠を全て使い果たしたとみなされ、その年は 1 階部分と 2 階部分のいずれにおいても新規の投資を行うことができない。

図表 13 一般 NISA（ジュニア NISA）から新 NISA へのロールオーバーのイメージ①

【新 NISA 全体の非課税投資枠（122 万円）を超える場合】



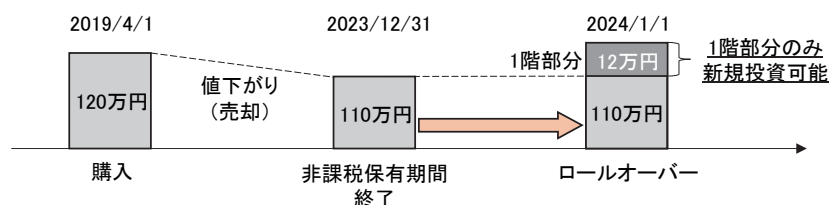
（出所） 租税特別措置法等より野村資本市場研究所作成

(2) 新 NISA の 2 階部分の非課税投資枠を超えるロールオーバーの取り扱い

続いて、2 階部分の非課税投資枠（102 万円）を超えるものの新 NISA 全体の非課税投資枠（122 万円）を下回る場合である（図表 14）。この場合、新 NISA 全体の非課税投資枠（122 万円）からロールオーバーする商品の金額を差し引いた金額分（図表 14 で言うところの 12 万円）のみ 1 階部分で投資を行うことができ、2 階部分では新規の投資を行うことができない。

図表 14 一般 NISA（ジュニア NISA）から新 NISA へのロールオーバーのイメージ②

【新 NISA の 2 階部分の非課税投資枠（102 万円）を超えるものの、新 NISA 全体の非課税投資枠（122 万円）を下回る場合】



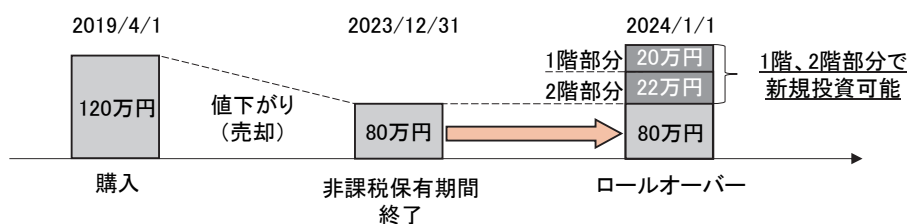
（出所） 租税特別措置法等より野村資本市場研究所作成

(3) 新 NISA の 2 階部分の非課税投資枠に満たない額のロールオーバーの取り扱い

最後に 2 階部分の非課税投資枠（102 万円）を下回った場合であるが（図表 15）、この場合、1 階部分では 20 万円分の新規投資ができ、2 階部分の非課税投資枠（102 万円）からロールオーバーする商品の金額を差し引いた分（図表 15 で言うところの 22 万円）だけ 2 階部分で新たに投資することができる。

図表 15 一般 NISA（ジュニア NISA）から新 NISA へのロールオーバーのイメージ③

【新 NISA の 2 階部分の非課税投資枠（102 万円）を下回る場合】

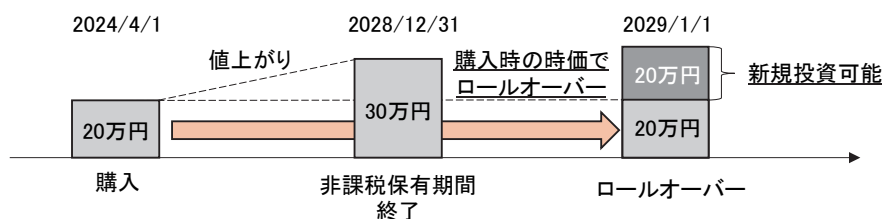


（出所）租税特別措置法等より野村資本市場研究所作成

2) 新 NISA からつみたて NISA へのロールオーバー

新 NISA で購入した商品も 1 階部分で購入した商品は、非課税保有期間（最大 5 年間）が終了した際につみたて NISA にロールオーバーすることができる。その際、2 階部分で購入した商品は、課税口座に払い出される。ロールオーバーをした場合、他の NISA と同様、受入れ先のつみたて NISA に係る非課税投資枠が減額されることになるが、受入れ先の非課税投資枠から減額される金額は非課税保有期間終了時ではなく、商品を購入したときの価格に従って計算される。つまり、新 NISA の 1 階部分で取得した 20 万円分の商品がロールオーバーするまでの間に、いかなる値動きがあつたとしても受入れ先のつみたて NISA の非課税投資枠からは 20 万円分減額されることとなる（図表 16）。

図表 16 新 NISA からつみたて NISA へのロールオーバーのイメージ



（出所）租税特別措置法等より野村資本市場研究所作成

IV 変わる NISA 市場と金融機関の注目ポイント

1. 年齢階層別の NISA 利用者の変化 ～高齢層の一般 NISA、若年層のつみたて NISA

ここからは、NISA 市場について、口座数の動きを中心に整理する。まず、NISA（一般・つみたて）口座の年齢階層別の利用状況を見ると、一般 NISA 口座は 60 歳代と 70 歳代が最も多く、それぞれが全体の 21%を占めている（図表 17）。2021 年 6 月末から過去 1 年間で口座数が最も増えたのは 80 歳代以上（8%増）であり、次いで 50 歳代（5%増）である。一般 NISA は、つみたて NISA よりも年間非課税枠が大きいことや、投資対象も特定の投資信託に限定されず個別株式に投資できるなど投資者の自由度が高いこと、個人型確定拠出年金のように年齢制限が設けられていないことが、高齢層を中心に幅広い年齢階層で利用されている理由と考えられる。

つみたて NISA 口座は 30 歳代が最も多く、全体の 28%を占めている。次いで、40 歳代が多く、全体の 25%を占めている。過去 1 年間で口座数が最も増えたのは 20 歳代（98%増）であり、次いで 30 歳代（82%増）である。つみたて NISA は、投資初心者でも少額から長期分散投資を実践しやすい仕組みになっていることが、若年層を中心に利用されている理由と考えられる。

また、NISA（一般・つみたて）口座数の推移を年齢階層別に見ると、どの年齢階層でも口座数が増えている（図表 18）。制度が開始された 2014 年当初、60 歳代の口座数が多かったものの、その後は横ばいとなる中で、70 歳代、50 歳代、40 歳代の口座数もそれぞれ増えたため、現在ではこれらの年齢階層の口座数がほぼ横並びとなっている。30 歳代の口座数も、つみたて NISA が開始された 2018 年以降は、顕著に増えている。

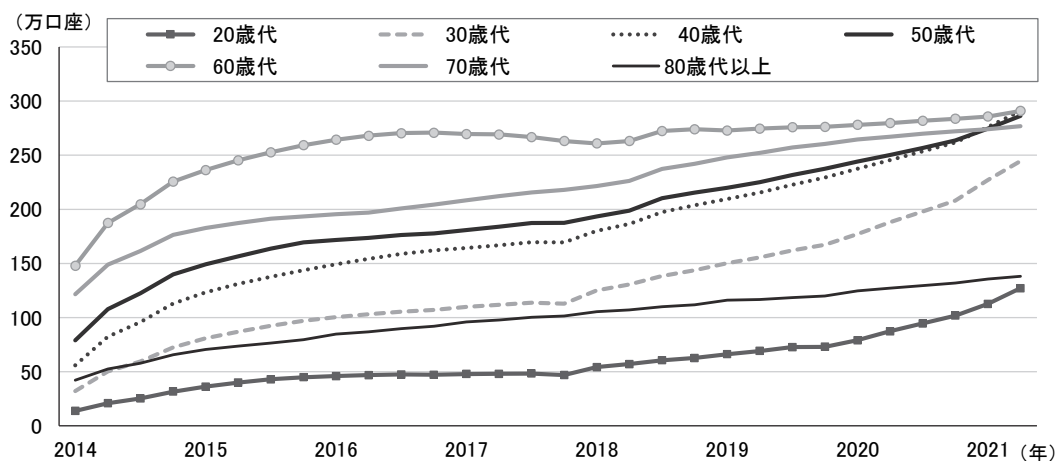
図表 17 NISA（一般・つみたて）口座の年齢階層別内訳

	一般NISA			つみたてNISA		
	口座数	構成比	前年比	口座数	構成比	前年比
総数	12,372,998	100%	3%	4,175,430	100%	71%
20歳代	461,921	4%	0%	809,093	19%	98%
30歳代	1,267,944	10%	3%	1,177,990	28%	82%
40歳代	1,873,544	15%	2%	1,035,183	25%	65%
50歳代	2,167,229	18%	5%	695,904	17%	61%
60歳代	2,589,394	21%	0%	320,092	8%	46%
70歳代	2,650,330	21%	3%	118,247	3%	28%
80歳代以上	1,362,636	11%	8%	18,921	0%	27%

（注） 2021 年 6 月末時点。

（出所）金融庁より野村資本市場研究所作成

図表 18 年齢階層別の NISA（一般・つみたて）口座数の推移



(出所) 金融庁より野村資本市場研究所作成

このように、NISA（一般・つみたて）の利用者は増えてきたものの、その認知度向上はまだ途上にある。例えば、日本証券業協会の世論調査によると、一般 NISA を知らないと答えた人は 42.0%、つみたて NISA を知らないと答えた人は 53.5%、新 NISA を知らないと答えた人は 89.1%である²³。今後、NISA の認知度が向上すれば利用者も更に増加することが見込まれ、金融機関による継続的な取り組みが期待されている。

2. NISA を取り扱う金融機関の変化 ～ネット証券のシェア急伸

NISA は、家計が投資を始める最初の一步として利用することが期待されている投資優遇制度であり、金融機関が顧客本位の営業活動を行う上でも重要な制度と位置付けられる。取扱金融機関には、証券会社と銀行等（証券会社以外の金融機関）がある。NISA（一般・つみたて）口座数のシェアは、証券会社が 62%、銀行等は 38%であり、過去 1 年間の増加率は、証券会社は 19%増、銀行等は 8%増である²⁴。証券会社の方が銀行等よりもシェアも増加率も高くなっている。また、ジュニア NISA 口座数のシェアは、証券会社が 72%、銀行等は 28%であり、過去 1 年間の増加率は、証券会社は 75%増、銀行等は 7%増である。証券会社の方が銀行等よりもシェアも増加率も高いだけでなく、業態間での差は NISA（一般・つみたて）よりも著しい。

証券会社の中では、制度開始当初は対面型証券の口座数が多かったが、現在ではネット証券の口座数が増えている。コロナ禍のもとでは、オンライン上で口座開設や有価証券取引を行う人が増えたことや、ネット証券は口座開設のための入力の手間を省く工夫をはじめ

²³ 日本証券業協会「2021年度証券投資に関する全国調査（個人調査）」2021年12月15日。

²⁴ 金融庁「NISA・ジュニア NISA 口座の利用状況調査（2021年6月末時点）」2021年10月8日、日本証券業協会「NISA 及びジュニア NISA 口座開設・利用状況調査（2021年6月30日現在）」2021年9月15日に基づき計算。

め、オンラインでの取引の操作性・利便性の点で一日の長があることも、その背景にあると考えられる。

また、ネット証券では、マーケティング上の工夫も見られる。例えば、家族各々が口座を作れば家族全体で非課税枠を最大限利用できることが、利用者にわかりやすく訴求されている。ジュニア NISA 口座を開設する際には、同時に親権者等の総合取引口座の開設も求めることで、親子間の口座情報の紐付けを図り、ジュニア NISA 口座をきっかけに親権者の口座利用も促している。また、グループ会社での買い物等で付与されたポイントを利用して投資したりグループ会社のカード決済で投資するとポイントが付与されるといった、ポイント経済圏の仕組みを活用したり、関心ある投資テーマに沿った銘柄で構成された株式ポートフォリオ投資を手軽に行えるようにすることで、楽しみながら投資を実践するための工夫もなされている。新規口座開設者にとっては、これらも魅力となっている。

実際に、コロナ禍前（2019年12月末）と足元（2021年6月末）の口座数を比べると、ネット証券大手の躍進が目立つ²⁵。NISA（一般・つみたて・ジュニア）口座数は、SBI証券では156万口座から231万口座へと1.5倍に、楽天証券では105万口座から246万口座へと2.3倍になっている²⁶。ジュニア NISA 口座数に限れば、SBI証券では7.2万口座から14.8万口座へと2.1倍に、楽天証券では4.8万口座から15.8万口座へと3.3倍になっている。この間における両社の市場シェアは、NISA（一般・つみたて・ジュニア）は21%から36%へ、ジュニア NISA に限れば34%から54%へ、それぞれ上昇した。

その結果、NISA（一般・つみたて・ジュニア）の口座数が最も多い証券会社は、2019年末は野村証券だったが、2020年6月末にはSBI証券に、2021年6月末には楽天証券に替わった。NISA 利用者が増える中で、口座数を巡る金融機関どうしの競争も激しくなっている。

3. 金融機関の顧客アプローチの観点からの注目点 ～NISA は顧客との関係作りの鍵

金融機関にとって、NISA からの収益貢献は限られたものにすぎない。しかし、それらをきっかけに顧客への営業機会を広げられることが、金融機関が NISA に注目すべき理由である。金融機関の顧客アプローチの観点からの注目点として、主に下記が挙げられる。

第一に、NISA は複数世代に同時にアプローチできることである。年齢を問わず誰もが利用できる税制優遇制度であるため、家族全員が各々の口座を持てば、非課税枠を最大限利用することができ、口座開設料や管理料もかからない。

金融機関は、顧客の家族分の NISA 口座の開設を通じて、顧客の家族構成を正確に把握できる。また、NISA をドアノック商品として利用して新規顧客を獲得したり、それ以外

²⁵ ここでの記述は各社公表資料の値に基づく。

²⁶ 楽天証券のジュニア NISA 口座数は2019年12月末の値が公表されていないため、ここでは2020年3月末の値（同社決算説明資料に示されたシェアに基づく）を2019年12月末の値として計算した。

の運用ニーズに対応することで預かり資産の増加も期待できる。実際、日本証券業協会が個人投資家を対象とした調査では、NISA 口座開設を機に有価証券を購入した人は 19%となっている²⁷。

第二に、今後予定されている制度変更は、顧客との良い接触理由になることである。前述のように、ジュニア NISA は 2023 年末に制度終了となった後も、口座保有者が 18 歳になるまでは口座資産を非課税のまま保有でき、18 歳になってからは一般 NISA または新 NISA へロールオーバーすることもできる。また、一般 NISA が 2024 年から新 NISA へ移行するにあたり、口座保有者は口座資産をロールオーバーすることができ、新 NISA の一階部分でのつみたて投資を含めて自分に合った利用法を選ぶこともできる。これらの制度変更はやや複雑であるため、丁寧な説明を望む顧客も多いだろう。

金融機関は、これらの制度変更の説明を通じて、顧客やその家族との関係作りを進めることができる。例えば、顧客の現在の資産状況やニーズを改めてヒアリングすることができる。口座開設後に資産状況やライフステージが大きく変わった顧客をフォローアップする良い機会にもなる。

また、一般 NISA は開始から既に 7 年、ジュニア NISA は 5 年が経過しているため、顧客の担当者が口座開設時から変わっている場合、新しい担当者が顧客の現在の資産状況やニーズを改めてヒアリングする機会としても利用できる。特に、ジュニア NISA 口座を制度開始当初に開設した顧客は、子の将来に向けてまとまった資金を長期間運用する計画性と資金繰り上のゆとりがあると見られるので、金融機関にとっては大切にしたい顧客だと考えられる。

4. おわりに ～NISA を起点とした顧客との関係作りは金融機関にとって重要

NISA は、個人の将来の備えとなる資産作りの促進と、「貯蓄から投資へ」の流れを促すことによる経済の活性化を期待し導入された制度である²⁸。制度開始後、家計による制度利用は進んでおり、足元の NISA（一般・つみたて）の普及率は 15.8%である。幅広い年齢階層が利用しており、投資初心者による利用も増えているため、制度利用を通じて個人投資家の裾野は着実に広がっていると言える。NISA は今後、制度変更が予定されており、制度への理解や認知度が向上すれば、利用者は更に増加することが見込まれる。

NISA は誰もが利用できる投資優遇制度であり、金融機関が顧客本位の営業活動を行う上でも重要な制度と位置付けられる。利用者が増加する中では、口座数を巡る金融機関間の競争も激しくなっている。

金融機関にとっては、NISA からの収益貢献は限られたものであっても、それをきっか

²⁷ 日本証券業協会「個人投資家の証券投資に関する意識調査【インターネット調査】（概要）」2021年10月20日。同調査によると、一般 NISA 口座またはつみたて NISA 口座開設を機に有価証券を購入した人は、全体では 19.0%、20～30代では 36.4%。

²⁸ 政府広報オンライン「資産づくりの第一歩に、投資優遇制度「NISA（ニーサ）」があります」2018年1月1日。

けに顧客への営業機会を広げられることが、NISA に注目すべき理由である。金融機関の顧客アプローチの観点からは、複数世代に同時にアプローチできるため、それがきっかけとなって顧客家族構成を把握したり、新規顧客の獲得や顧客からの預かり資産の増加も期待できる。また、今後予定されている NISA の制度変更が、顧客との良い接触理由となるため、その接触機会を活かすことで、金融機関は顧客やその家族との関係作りを進めることができる。

このような顧客とその家族との関係作りを進めておくことは、将来の相続発生を機に多額の資産が流出してしまうリスクを防止するためにも重要である。金融機関が顧客家族との良い関係を築けていないと、相続を機に顧客資産が他機関へ流出してしまい、相続資産を顧客家族に再度預け直してもらうことは現実的に難しいからである。そのような背景もあって、近年、金融機関では重要課題として将来の相続人である顧客家族との良い関係作りに取り組んでいるが、特に NISA については、口座数そのもの以上に、営業機会を広げる顧客アプローチという観点から顧客との関係作りを進めるためのツールとしてより重要である。

自民党・公明党「令和 4 年度税制改正大綱」では、金融所得課税のあり方を総合的に見直していくとしており、税率見直しの議論は先送りされたものの検討事項として残されている。今後、税制優遇制度である NISA への家計からの注目は、ますます高まることが見込まれる。

そのような環境の中で、金融機関が NISA を起点にどのように顧客にアプローチし関係作りを進められるかは、将来の金融機関の収益に大きな差をもたらす可能性がある。